

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成30年1月19日	
【会社名】	株式会社F P G	
【英訳名】	Financial Products Group Co.,Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷村 尚永	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号	
【電話番号】	03(5288)5656	
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経理部長 久保出 健二	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号	
【電話番号】	03(5288)5691	
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経理部長 久保出 健二	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	110,420,700円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	73,860株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 募集の目的及び理由

当社は、所定の要件を満たす当社及び当社完全子会社である株式会社F P G証券(以下「F P G証券」といいます。)の従業員に対し、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入した譲渡制限付株式付与制度(以下「本制度」といいます。)に基づき、平成30年1月19日開催の取締役会において、自己株式処分により譲渡制限付株式を割り当てることを決議いたしました。

本制度に基づき、割当予定先である従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が処分する普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、割当予定先である従業員との間で、あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結する予定であります。

今回は、当社の企業価値の持続的な向上に向けたインセンティブを付与し、中長期的かつ継続的な勤務を促すことを目的として、当社及びF P G証券の従業員65名(以下「対象従業員」といいます。)に対して金銭債権合計110,420,700円を支給したうえ、これを現物出資財産として払込みを受け、当社の普通株式73,860株(以下「本割当株式」といいます。)を付与することとしました。本割当株式の譲渡制限期間は約3年とし、対象従業員1名につき、それぞれ当社の普通株式340株を下限に、役職及び業績評価に応じて付与することとしております。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

<本割当契約の概要>

本募集に伴い、当社と対象従業員は個別に譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、平成30年3月20日(払込期日)から平成33年1月31日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできません。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して、当社の従業員又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除します。ただし、対象従業員が、雇用期間満了(ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了)、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の従業員若しくは当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれの地位も喪失した場合又は当社の取締役若しくは監査役に就任した場合、当該事由発生の直後の時点をもって、払込期日を含む月から当該事由発生の日を含む月までの月数を35で除した数に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除します。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象従業員が当社の従業員若しくは当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれの地位も喪失した時点若しくは当社の取締役若しくは監査役に就任した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(4) 株式の管理

譲渡制限が解除されていない本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理されます。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から組織再編承認日を含む月までの月数を35で除した数に、当該

時点において保有する本割当株式数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。)の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除します。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	73,860株	110,420,700	
一般募集			
計(総発行株式)	73,860株	110,420,700	

(注)1. 本制度に基づき、対象従業員に割り当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づく 当社の第17～20期事業年度(平成29年10月1日～平成33年9月30日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権及び F P G証券の第15～18期事業年度(平成29年4月1日～平成33年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)	内容
当社の従業員：61名	67,610株	101,076,950	当社の第17～20期事業年度分金銭債権
当社子会社の従業員：4名	6,250株	9,343,750	F P G証券の第15～18期事業年度分金銭債権

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,495		10株	平成30年3月19日		平成30年3月20日

(注)1. 本制度に基づき、対象従業員に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. また、本自己株式処分は、本制度に基づく 当社の第17～20期事業年度(平成29年10月1日～平成33年9月30日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権及び F P G証券の第15～18期事業年度(平成29年4月1日～平成33年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を現物出資財産として行われるため、金銭による払込みはありません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社F P G 本店	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー29階

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

(注) 本制度に基づき支給された金銭債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	220,000	

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、本制度に基づき付与される予定の金銭債権を現物出資財産とする自己株式の処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第16期（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）平成29年12月20日 関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年1月19日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年12月20日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年1月19日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成30年1月19日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社F P G 本店
（東京都千代田区丸の内二丁目7番2号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。